

# 我が国への輸入を禁止している植物の輸入解禁に係る標準的手続の制定 について

令和 5 年 2 月  
農林水産省消費・安全局

## 1 趣旨

(1) 我が国は WTO 協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定)に加盟しており、WTO 協定の附属書の一つである SPS 協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)を遵守する義務を負っているところである。SPS 協定では「国際基準に基づいた措置をとるか、適切なリスク評価に基づいた措置をとらなければならない」と定められていることから、我が国が植物衛生に関する検疫措置をとる際には、国際植物防疫条約(IPPC)の下で策定された国際基準(ISPM)に整合した措置又は ISPM を考慮した適切な措置をとる必要がある。

(2) 植物の輸入に際しては、一般に植物検疫が行われ、検疫有害動植物の我が国への侵入を防止している。

加えて、輸入に際しての検査では、その検出が極めて難しく、適切な消毒方法が確立されていない検疫有害動植物の侵入を防止するため、植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項第 1 号に基づき、当該有害動植物が付着する危険性のある一部の植物の輸入を禁止している。

しかしながら、輸出国から輸出の要請があり、かつ当該国において当該検疫有害動植物に対する消毒技術の確立や、当該有害動植物の発生していない地域の確立等、有害動植物の侵入を防止するための措置の確立が認められる場合には、当該植物の輸入を解禁している。

輸入解禁に係る一連の手続については、その透明性の確保を図るため、「植物検疫における輸入解禁要請に関する検証の標準的手続(平成 11 年 9 月 22 日付け官庁報告)」として公表しているところ。

(3) 当該手続では、相手国へ求める対外手続とともに、国内手続を公表している。この国内手続において、農林水産省消費・安全局植物防疫課及び植物防疫所(以下「植物検疫当局」という。)は、法第 7 条第 4 項において準用する法第 5 条の 2 第 2 項の規定による公聴会の開催により広く意見を募集した上で、輸入解禁の妥当性について検討することとしている。今般、植物防疫法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 36 号。以下「改正法」という。)において、公聴会が廃止となり、意見聴取の場として検討会を新たに設置することとしている。

また、輸入解禁のための手続は、輸入解禁により国内の産地が影響を受ける場合もあることから、国内関係者等に対し、輸入解禁に係る協議の早期段階で公表及び説明を行う必要がある。

さらに、国際基準の発展や相手国からの要請内容が多様化していることも踏まえ、手続の透明性をより確保する必要もある。

以上のことを踏まえ、我が国への輸入を禁止している植物の輸入解禁要請について、その手続を新たに訓令により定めて公表することとする。

## 2 概要

法第 7 条第 1 項第 1 号の規定により輸入を禁止している植物について、以下のと

おり輸入解禁に関する要請についての手続を定める。

- (1) 相手国から輸入解禁についての要請を受けた場合にあつて、当該要請に係る有害動植物に対する我が国への侵入及びまん延する蓋然性並びにその予想される経済的影響の評価（以下「リスク評価」という。）並びに検疫有害動植物の我が国への侵入リスクを低減させるための措置（以下「リスク管理措置」という。）を検討するために必要な情報が提出されたときは、当該要請を受け付け、その旨を相手国へ通知するとともに農林水産省のホームページにおいて公表するものとする（第3条）。
- (2) 植物検疫当局は、相手国が輸入解禁を希望している植物に付着するおそれがある有害動植物を特定するとともに、当該有害動植物のリスク評価を行う必要があるものについては、リスク評価を行うものとする。  
植物検疫当局は、これらの結果を踏まえ、相手国との間でリスク管理措置についての協議が必要な有害動植物（以下「協議対象有害動植物」という。）を特定し、協議の対象とはならない検疫有害動植物とともに農林水産省ホームページにおいて公表するものとする（第4条）。
- (3) 植物検疫当局は、協議対象有害動植物について、相手国との協議を行い、当該有害動植物の我が国への侵入リスクの軽減等が科学的に認められるリスク管理措置を策定する。また、リスク管理措置の検討に当たっては、改正法による改正後の法第7条第7項において準用する法第5条の2第2項の規定に基づく専門の学識経験を有する者その他の関係者からの意見聴取を行うものとする（第5条）。
- (4) 植物検疫当局は、相手国との協議を通じて策定したリスク管理措置に係る相手国の政府の実施体制を評価するとともに、その結果を農林水産省ホームページにおいて公表するものとする（第6条）。
- (5) 植物検疫当局は、リスク管理措置及びその実施体制の評価を踏まえ、相手国と協議を行い、我が国が要請国に求めるリスク管理措置の運用に係る手続等（以下「解禁条件」という。）の案を策定する。  
また、当該植物の輸入解禁が妥当と認められる場合、法に基づく農林水産省令の改正その他の所要の手続を行った上で、解禁条件を決定し、相手国に対し、その旨を通知するとともに、解禁条件を設定した旨を農林水産省ホームページにおいて公表するものとする（第7条）。

### 3 施行期日

令和5年4月1日